



**ウイルテックグループ
CSR ガイドライン
(第 7 版)**

はじめに

企業活動のグローバル化や企業を取り巻く環境の多様化に対応するため、ウイルテックグループは、「ウイルテックグループ行動指針」「ウイルテックグループ行動規範」および「サステナビリティ方針」に基づき、「企業の社会的責任(CSR)」の取り組みを推進していきます。

.....
C S R (Corporate Social Responsibility) とは、一般的に、法令遵守、消費者保護、環境保護、労働、人権尊重、地域貢献など純粋に財務的な活動以外の分野において、企業が持続的な発展を目的として行う自主的な取り組み」と解されています。

つまり、「企業といえども社会を構成するメンバーであり、倫理観に基づく経営体制のもと、企業を取り巻くステークホルダー（お客様、労働者、取引先、株主、グローバル社会などの利害関係者）に十分配慮した事業運営を行う責任がある」という考え方です。
.....

また、ウイルテックグループは、一連の事業プロセスに参画するすべての企業の相互繁栄を実現するため、自社の活動において CSR を推進するだけでなく、サプライチェーンのお取引先様と連携・協力体制を構築することが必要不可欠であると考えております。

そこで、ウイルテックグループはもとより、サプライチェーン全体においても、CSR 活動に対する認識を共有し、共に取り組んでいくため、本ガイドラインを制定したものであります。

つきましては、持続可能な社会の実現に向けて、ご理解とご協力をいただき、積極的に CSR 活動を推進していただけますよう、お願い申し上げます。

ウイルテックグループ行動指針

私たちは「**誠意**」を持って対応します。

私たちは「**信頼**」されるために行動します。

私たちは「**挑戦**」するために努力します。

私たちは「**感謝**」の気持ちを大切にします。

ウイルテックグループ行動規範

ウイルテックグループの全ての労働者は、社会の一員としての自覚に基づき法令の遵守は勿論のこと、高い倫理観と良識ある行動によりウイルテックグループが社会から信頼され評価されるように努め、さらに会社の持続的発展に努力しなければならない。

I. 人権・労働

- ・労働者の意思および人権を尊重し、求人・雇用における差別をしません。
- ・労働賃金・労働時間を適切に管理し、労働者の自己実現と成長を支える現場をつくりま

II. 安全衛生

- ・安全と衛生の確保に必要な対策を講じ、労働者が安心して働ける職場をつくりま
- ・労働災害や労働疾病について把握し、労働者の健康を守ります。

III. 環境

- ・労働者に環境教育を実施し、労使一体となって地球環境との共生にふさわしい活動に取り組みま
- ・資源・エネルギーを最大限に活かし、環境汚染物質の排出を最小限に抑えます。

IV. 公正取引・企業倫理

- ・反社会的勢力と関係を持たず、政治・行政・ステークホルダーの皆さまと潔白な関係を築きま
- ・事業活動に関して公正かつ適切に情報を開示し、財務会計を公正かつ正確に処理しま

V. 法令遵守

- ・企業活動に関わる全ての法令を遵守し、公正に業務を遂行しま
- ・不正行為を予防・早期発見するための制度を整えます。

VI. 製品・サービスの安全性

- ・お客様のニーズを掴み、安全性および品質に優れた製品・サービスを提供しま
- ・ものづくりを担う企業としての誇りと責任の重さを認識し、革新を実現できるパートナーとしてお客さまを支えます。

VII. 情報セキュリティ

- ・個人情報や機密情報を厳格に取扱いま
- ・コンピュータ・ネットワーク上の脅威に備えたセキュリティ体制を確立しま

CSR ガイドライン 目次

<u>I 労働</u>	1
1. 強制労働の禁止	
2. 児童労働の禁止	
3. 若年労働者への配慮	
4. 労働時間への配慮	
5. 賃金および福利厚生	
6. 人道的待遇	
7. 差別の禁止	
8. 労働者の団体権	
<u>II 安全衛生</u>	3
1. 労働安全	
2. 緊急時への備え	
3. 労働災害および労働疾病	
4. 職場の衛生	
5. 身体に負荷のかかる作業	
6. 機械の安全対策	
7. 衛生設備、食事、および住居	
8. 安全衛生のコミュニケーション	
<u>III 環境</u>	6
1. 環境関連の許可と報告	
2. 汚染防止と資源保護	
3. 有害物質	
4. 固形廃棄物	
5. 大気への排出	
6. 資材の制限	
7. 水の管理	
8. エネルギー消費および温室効果ガスの排出	

IV 倫理..... 8

1. ビジネスインテグリティ
2. 不適切な利益の排除
3. 情報の開示
4. 知的財産
5. 公正なビジネス、広告、および競争
6. 身元の保護と報復の禁止
7. 責任ある鉱物調達
8. プライバシー

I 労働

(I-1) 強制労働の禁止

すべての労働者をその自由意思において雇用し、また労働者に、自らの意思によらないすべての労働、いわゆる強制的な労働を行いません。

【取組内容】

- ・強制労働、債務労働、奴隷労働、非自発的又は搾取的な囚人労働、人身売買による労働力を容認しません。
- ・労働者の離職、雇用を終了する自由権利を保障します。
- ・会社は、労働者の身分証明書、パスポート、労働許可証等の原本を保持、破壊、没収いたしません。
- ・労働者から、募集、採用の際に手数料（就職斡旋料、雇用手数料等）を徴収しません。もし当該負担が判明した場合は返金します。
- ・職場や寮、居住区への出入り、並びに、職場における労働者の移動の自由に対する不当な制限を課しません。

(I-2) 児童労働の禁止

事業を行う国や地域の法定就業最低年齢未満の労働者の労働・雇用を禁止します。

【取組内容】

- ・15歳未満の労働が判明した場合には、対象の労働者に支援／救済措置を提供します。

(I-3) 若年労働者への配慮

18歳未満の若年労働者の健康や安全が損なわれる可能性のある危険業務に従事させません。

【取組内容】

- ・18歳未満の若年労働者には、時間外就業および深夜就業のほか、関連法令で定める労働者に危害を及ぼすおそれ、または健康障害のおそれがある危険作業に従事させません。

(I - 4) 労働時間への配慮

法令で定められている限度を超えた労働をさせません。また、国際的な基準を考慮した上で労働者の労働時間・休日を適切に管理します。

【取組内容】

- ・ 時間外労働を含めた労働時間は関連法令を遵守します。
- ・ 関連法令に定められた年次有給休暇、産前産後休暇、育児休暇の権利および休憩時間を与えます。

(I - 5) 賃金および福利厚生

労働者に少なくとも法定最低賃金を支払い、また関連法令を逸脱した賃金控除を行いません。

【取組内容】

- ・ 関連法令に従って、賃金や手当を遅れることなく支払います。
- ・ 労働者に給与明細書を発行し、実際に従事した業務に対する正確な賃金の支払いを確認できるようにします。

(I - 6) 人道的待遇

労働者の人権を尊重し、虐待や各種ハラスメント（嫌がらせ）をはじめとする非人道的な扱いを禁止します。

【取組内容】

- ・ あらゆる形態の不快感、または非人道的な扱い（暴力、性別に基づく暴力、セクシャルハラスメント、性的虐待、体罰、精神的もしくは肉体的な抑圧、いじめ、公衆の面前での辱め、または言葉による虐待など）を許しません。
- ・ 非人道的な扱いの事実を把握するために、相談・通報窓口を設置します。

(I - 7) 差別の禁止

求人・雇用における差別・ハラスメントをなくし、機会均等と処遇での公平性の実現に努めます。

【取組内容】

- ・ 本人の能力・適性・成果等の合理的な要素以外（人種、肌の色、年齢、性別、性的指向、性同一性と性表現、民族または国籍、障がいの有無、妊娠、宗教、支持政党、組合員であるかどうか、軍役経験の有無、保護された遺伝情報、

結婚歴など)による、採用・昇進・報酬・研修受講等の機会や処遇の差別を
しません。

- ・労働者が宗教上の慣習を行えるよう、必要に応じて適切な便宜を図ります。
- ・労働者又は採用候補者に対し、差別的要因となる健康診断や妊娠検査などの医療検査を受けさせません。

(I - 8) 労働者の団結権

労働環境や賃金水準などの労使間協議を実現する手段としての労働者の団結権を尊重します。

【取組内容】

- ・労働者が結社する自由、抗議行動を行う自由、労働者評議会等に加わる自由の権利を尊重します。
- ・労働者が報復、脅迫、嫌がらせを受けることなく経営や労働条件に関するコミュニケーションを経営層と図ることを妨げません。

II 安全衛生

(II - 1) 労働安全

職場の安全に対するリスクを評価し、また適切な設計や技術・管理手段をもって安全を確保します。

【取組内容】

- ・職場における労働者の健康及び安全に対するリスクを特定し、リスクの除去や低減措置及び安全対策を実施します。
- ・保護メガネ・安全帽・手袋など、適切な個人保護用具を無償で提供します。
- ・妊娠中の女性と育児中の母親への労働安全衛生上のリスクを評価し、妊娠中の女性・育児中の母親に対しては危険な労働環境を割り当てません。

(II - 2) 緊急時への備え

生命・身体の安全を守るため、発生しうる災害・事故などを想定の上、緊急時の対応策を準備し、その行動がとれるような教育・訓練を実施します。

【取組内容】

- ・潜在的な緊急事態および事象を特定、評価し、その影響を、緊急事態発生の報告、従業員への周知および避難手順、労働者の教育訓練を含む、緊急対策および対応手順を実施します。
- ・防災訓練は、年に1回あるいは関連法令で求める頻度のいずれか厳しい条件で実施します。

(Ⅱ－3) 労働災害および労働疾病

労働災害および労働疾病の状況を把握し、適切な対策を講じます。

【取組内容】

- ・災害や疾病が発生したときの労働者による通報の促進を行います。
- ・けがおよび疾病に対して適切な治療の提供とともに原因究明・調査を行い、記録し、必要に応じて是正措置を実施します。
- ・労働者の職場復帰を促進します。
- ・関連法令の定めに応じて、行政に対する必要な手続きを行います。

(Ⅱ－4) 職場の衛生

職場において、有害な生物的・化学的・物理的な影響に労働者が曝露するリスクを特定・評価し、適切な管理を行います。

【取組内容】

- ・作業において、粉塵や有機溶剤など労働者の健康に有害な要因の影響を特定し、除去あるいは制御することで労働者の健康を管理します。
- ・危険を適切に管理することができない場合は、労働者に適切な個人用保護具や換気等の設備を提供します。

(Ⅱ－5) 身体に負荷のかかる作業

身体的に負荷のかかる作業を特定し、労働災害・労働疾病に繋がらないよう適切に管理します。

【取組内容】

- ・手作業による材料の取扱い・重量物持ち上げ作業等の重労働、また長時間にわたる反復・連続作業や立ち作業、力が必要な組み立て作業など、労働者の身体に負荷のかかる作業の危険性を特定し、評価、管理します。

(Ⅱ－６) 機械の安全対策

労働者が業務上使用する機械装置について安全上のリスクがないか評価し、適切な安全対策を講じます。

【取組内容】

- ・ 機械装置により労働者が就業中に発生する事故や健康障害の防止のため、安全装置や緊急時に適切に停止する装置、防護壁等の安全対策を行います。
- ・ 安全対策で使用する設備は適切な保守管理を行います。

(Ⅱ－７) 衛生設備、食事、および住居

労働者の生活のために提供される施設（寮・トイレ・食堂など）の安全衛生を適切に確保します。

【取組内容】

- ・ 労働者には、入浴およびシャワー時に温水が使える、照明や換気が行き届く寮を提供します。

(Ⅱ－８) 安全衛生のコミュニケーション

労働者の安全衛生を確保するため、適切な安全衛生情報の教育を提供します。労働者から安全衛生についての情報を得るためコミュニケーションを取ります。

【取組内容】

- ・ 労働者の母国語または理解できる言語で職場の危険箇所と安全衛生情報を施設内に掲載します。
- ・ 作業開始前にすべての労働者に対して安全衛生に関する教育を提供し、その後は定期的に教育を実施します。
- ・ 労働者から安全衛生上の課題を提起された場合、速やかに改善します。

Ⅲ 環 境

(Ⅲ－１) 環境関連の許可と報告

事業の所在地の法令に従い、事業に必要な許認可・承認を取得し、登録・報告を行います。

【取組内容】

- ・必要とされる環境上の許可証や登録書を全て取得し最新状態に維持します。

（Ⅲ－２）汚染防止と資源保護

汚染物質を最小限に抑えるか除去するとともに、資源を有効利用します。

【取組内容】

- ・関連法令に従い、大気・水・土壌などへの環境汚染を防止するため汚染物質や汚染源を特定し、適切な管理を実施します。

（Ⅲ－３）有害物質

人体や環境に対して有害な化学物質、廃棄物、およびその他の物質を特定し、管理します。

【取組内容】

- ・製造工程で使用する有害物質等は、適用される関連法令および顧客の要求に応じた禁止・制限を実施します。
- ・有害な廃棄物に関するデータは追跡し、文書化します。

（Ⅲ－４）固形廃棄物

固形廃棄物（有害物以外）を適正な方法で処理・管理します。

【取組内容】

- ・廃棄物の分類、一時保管、排出について管理します。
- ・廃棄物に関するデータは追跡し、文書化します。

（Ⅲ－５）大気への排出

業務上発生する大気汚染物質を特定し、適切に監視・管理します。

【取組内容】

- ・関連法令に従い、大気へ排出される、揮発性の有機化合物、腐食性物質などの有害物質は排出する前に評価し、必要な処理を施した後に排出します。

(Ⅲ－６) 資材の制限

特定の物質を使用禁止または制限します。

【取組内容】

- ・製品と製造過程における特定物質の使用の禁止・制限に関する法令および顧客要求を遵守します。
- ・製品と製造過程におけるリサイクル・廃棄の表示に関する法令および顧客要求を遵守します。

(Ⅲ－７) 水の管理

排水の汚染を防ぐため、体系的に取り組みます。

【取組内容】

- ・関連法令に従い、モニタリング、管理し処理し、排出・廃棄します。

(Ⅲ－８) エネルギー消費および温室効果ガスの排出

エネルギー効率の改善活動、エネルギー消費量及び温室効果ガス(二酸化炭素)の排出量の継続的な削減に努めます。

【取組内容】

- ・エネルギー消費、および、自社の工場・オフィス・車両などの燃料・ガス使用から発生する温室効果ガスの直接排出量(Scope 1)と自社で消費したエネルギー(電気・蒸気・熱)の使用に伴う温室効果ガスの間接排出量(Scope 2)の温室効果ガスの排出を会社レベルで把握、管理します。

Ⅳ 倫理

(Ⅳ－１) ビジネスインテグリティ

全ての取引において誠実性を維持し、法令順守をはじめ広く社会的責任の遂行と企業倫理を実践します。

【取組内容】

- ・あらゆる種類の贈収賄、腐敗、恐喝及び横領を一切容認しません。

(Ⅳ-2) 不適切な利益の排除

全てのステークホルダーとの関係において不適切な利益の供与や受領を行いません。

【取組内容】

- ・ 不当な利益・優遇措置の取得・維持を目的に、全てのステークホルダーに対して、直接的・間接的に接待・贈答・金銭の授受・供与を行いません。
- ・ 顧客等の業務に関する非公開の重要情報をもとに、当該会社の株式等の売買を行うインサイダー取引を行いません。
- ・ 腐敗防止法令の遵守を確保するために、モニタリング、記録管理、および実施手順を整備します。

(Ⅳ-3) 情報の開示

ステークホルダーに対して、事業活動の内容、財務状況、業績、ESG（環境、社会、ガバナンス）情報などの提供・開示を行ないます。

【取組内容】

- ・ ステークホルダーに情報提供・開示すべき内容に関して、記録の改ざんや虚偽の表示、虚偽の情報開示を行いません。

(Ⅳ-4) 知的財産

知的財産権を尊重します。また、顧客やサプライヤー等の第三者の知的財産も保護します。

【取組内容】

- ・ 顧客およびサプライヤーの製品仕様やノウハウを無断で使用しません。
- ・ 商品開発や生産を行う前に他社の知的財産の調査を行い、知的財産権を侵害しません。
- ・ コンピュータソフトウェアその他の著作物の違法な複製等による著作権を侵害する行為を行いません。

(Ⅳ-5) 公正なビジネス、広告、および競争

公正・透明な事業、自由な競争、広告を行います。

【取組内容】

- ・ 同業他社との間で、製品・サービスの価格、量、販売地域等について申し合わ

せを行うこと（カルテル）、他の入札者との間で落札者や落札価格の取り決めを行うこと（入札談合）など、競争を阻害する行為を行いません。

（Ⅳ－６）身元の保護と報復の禁止

従業員が報復の恐れなしに通報できる相談・通報窓口制度を整え、不正行為の予防早期発見に努めます。

【取組内容】

- ・不正行為に関する相談、通報窓口を設置し、周知します。
- ・相談・通報案件に関して、従業員およびサプライヤーの内部告発者の機密性、情報の秘匿性、通報者の匿名性を確保し、迅速に対応します。

（Ⅳ－７）責任ある鉱物調達

人権侵害や労働問題などを引き起こす要因となっている紛争鉱物(タンタル、スズ、タングステン、金、コバルト)が含有する部材を製品に使用しません。

【取組内容】

- ・顧客の要請に応じて、鉱物調達による問題を明確にするためのデューデューリジェンスを実施します。

（Ⅳ－８）プライバシー

顧客・サプライヤー・消費者・労働者等の個人情報を適切に管理・保護します。

【取組内容】

- ・個人情報の収集、保管、処理、移転、共有については、適用される個人情報保護および情報セキュリティに関する法令を遵守します。
- ・個人情報を不正又は不当に取得、使用、開示又は漏洩しません。
- ・保管が必要でなくなった個人情報は、適切な対応のもと、速やかに破棄します。

以上

ウイルテックグループ CSR ガイドライン

2016年11月1日(初 版)

2017年 1月1日(第2版)

2017年 2月1日(第3版)

2019年 3月11日(第3.1版)

2019年10月1日(第4版)

2020年12月9日(第5版)

2022年 7月1日(第6版)

2024年 5月13日(第7版)

© 2024 WILLTEC Co.,Ltd.